

第六号様式(開票録の様式)(第五条関係)

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録

何開票区

1	開票所開設場所	何市(区)役所 (何町村役場) (何の場所)					
2	開票立会人	党 派	氏 名	参 会 時 刻	選 任 年 月 日	選 任 の 事 由	
(1)	衆議院小選挙区 選出議員の選挙 における開票立 会人で審査にお ける開票立会人 となった者						
(2)	開票管理者の選 任した者						
3	開票所開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開始		何年何月何日 午前(後)何時何分閉鎖			
4	拒否の決定等を受 けた投票	受 理		不 受 理			
5	開票の結果						
(1)	投票の内訳	投票総数	有 効 投 票			無効投票	無効投票率
			総 数	国民審査法第22条第2項又は第3 項の規定の適用を受けたもの	国民審査法第22条第5項の 規定の適用を受けたもの		
						%	
(2)	罷免を可とする 投票の数、罷免 を可としない投 票の数及び記載 を無効とされた ものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数		
(3)	無効投票の内訳	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記 載したもの	×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に 付される裁判官としてその氏名が印刷された者 が2人以上の場合又は洋上投票等若しくは在外 投票の場合にあつては、審査に付される裁判官 のすべてについて記載を無効とされたもの)		
		点 字 投 票	所定の用紙を用いないもの	審査に付される 裁判官の氏名の ほか、他事を記 載したもの	審査に付される 裁判官の氏名以 外の事項のみを 記載したもの	審査に付される裁判官が1 人の場合、その者の氏名を 自書しないもの(審査に付さ れる裁判官が2人以上の場 合、そのすべてについて記 載を無効とされたもの)	審査に付される裁判官が1人 の場合、審査に付される裁判 官の何人を記載したかを確認 し難いもの(審査に付される裁 判官が2人以上の場合、その すべてについて記載を無効と されたもの)
(4)	点 字 投 票	票					
6	開票事務従事者	総数何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人		
				2 市区町村の職員	何人		
				3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

開票管理者(職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

- 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合にあつては、「記載無効」に関する該当欄は斜線を引くものとする。
- 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、審査に付される裁判官のすべてについて法第22条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 審査に付される裁判官のすべてについて法第22条第3項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて法第22条第5項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。